

# 「雇外国人に関する文書を読む」解説

## 1 雇外国人（やといがいこくじん）について

幕末から明治にかけて、「殖産興業」などの目的のため、欧米の先進技術や学問、制度を輸入するために雇用された外国人。このうち特に、「御上＝政府」つまり幕府や諸藩、明治政府や府県による採用者を「御雇外国人（おやといがいこくじん）」という。ただ、政府雇用の身分のまま、俸給や旅費、生活費を企業がもつ「貸下げ」という制度もあり、官雇と民雇の境界は曖昧なところが多く、同様の目的のために民間企業が雇用した外国人も含めて御雇外国人と呼ばれることもある。

一般に、開国から明治32年（1899）の条約改正までは、外国人は居留地に住むこととされたが、雇外国人には例外も認められていた。

なお、民間雇用の場合には、外務省が「雇入免状」や「旅行免状」を発行した。

<御雇外国人の一例>

- ・ラフカディオ＝ハーン（イギリスの文学者、小説「怪談」を執筆）
- ・エドワード＝モース（アメリカの動物学者、大森貝塚を発見）
- ・ウィリアム＝スミス＝クラーク（アメリカの教育家、札幌農学校教頭）
- ・ジョサイア＝コンドル（イギリスの建築家、鹿鳴館・ニコライ堂などを建築）
- ・アーネスト＝フェノロサ（アメリカの哲学者、東京美術学校の創設に尽力）
- ・ジョルジュ＝ビゴー（フランスの画家、幕末から明治の日本を風刺画に描く）

## 2 資料の時代背景について

安政元年（1854）ペリー、神奈川沖に再来航。

安政5年（1858）日米通商修好条約締結。同様の内容の条約を、順次各国と締結。

安政6年（1859）神奈川・長崎・箱館の3港で貿易が始まる。

万延元年（1860）アメリカの通訳官ヒュースケンが暗殺される。

文久2年（1862）薩摩藩島津久光の行列を横切ったイギリス人が藩士に襲撃される生麦事件が起こり、翌年薩英戦争に発展する。

明治2年（1869）一橋藩士角田米三郎が、養豚事業を行う組織「協救社」の設立を民部省に建白して認められ、官許を得る。

明治4年（1871）埼玉県誕生（現在の領域の約1/3。残り約2/3は、入間県）。  
全国統一の戸籍を作るため、その編製単位として「区」が作られる。

明治5年（1872）区を大区に改め、その下に小区を作る。大区には「区長・副区長」、  
小区には「戸長・副戸長」を置き、江戸時代以来の名主・庄屋等の村役人をあてた。

明治9年（1876）現在の領域とほぼ同じ埼玉県が成立する。

明治12年（1879）パリ大学法学博士アッペール来日、司法省法学校で教鞭をとる。

明治19年（1886）政府に臨時建設局が設けられ、新政府中央官庁街にふさわしい日本の官庁街建設構想「官庁集中計画」がつくられた。

ドイツから煉瓦技師チーゼが招聘される。

明治21年（1888）日本煉瓦製造会社が、深谷の上敷免に創設される。

この年、チーゼの長女クララがドイツから来日する。

明治 32 年（1899）不平等条約が改正され、あわせて外国人の内地雑居が始まる。

### 3 資料解説

#### 資料「外国人傭継願」について

##### < 語句の解説 >

1	神奈川県管下 武蔵国 <small>くらき</small> 久良岐郡	現在の横浜市中区・西区・磯子区・金沢区と南区の大部分、港南区の一部にあたる地域にあった郡。江戸時代まで久良岐郡は武蔵国に属したが、明治以降、神奈川県管轄となった。
2	支那 <small>しな</small>	清国の政治が不安定になった 19 世紀末から戦前まで、中国本土をさす語として用いられた。この文書が作成された明治 7 年(1874)には清王朝があるので清国人と表記すべきところであるが、国内での反乱が相次ぎ、清王朝の支配が不安定なものになりつつあったため、広く「中国本土」を表す語として用いられたものと思われる。現在の中国では、侮蔑的な意味を有すると解釈されているため、一般にシナと表記される。
3	李玲 <small>りれい</small>	横浜在留籍の清国人。豚肉の加工技術を買われ、協救社の佐久間儀助に雇われた清国人。協救社とは、一橋家の家臣であった角田米三郎が、明治 2 年(1869) 京都に設立した、養豚牧畜の全国普及をめざした組織。 一説には、協救社は明治 6 年頃には経営が傾き、間もなく解散したとも言われるが（『東京市史稿市街篇 55』）、この文書にみるかぎり、明治 7 年当時もまだ活動をしていたことがうかがえる。さらに、協救社では外国人を全国の支社で巡回雇用していたことがわかっており、李玲も埼玉のあと、千葉や宮城で働いていた記録が残されている。
4	条約	ここでは、明治 7 年(1874) に協救社の佐久間儀助と李玲との間で取り交わされた雇用に関する取り決めをさす。給金や住まい、病気の際の対応等に関する事項が定められていた。 傭継願を受けた埼玉県はこれを添えて、雇入れの免状請求書を外務省に提出した。
5	第廿壱区	大区小区制の小区の第 2 1 区（与野町の所在を示す）。
6	足立郡与野町	現在のさいたま市中央区与野本町付近。
7	権令 <small>ごんれい</small>	明治時代の県幹部の役職名の 1 つ。明治 4 年に権知事から改称し、県令に次ぐポストとなった。明治 1 1 年に廃止。
8	白根多助 <small>しらねたすけ</small>	長州藩出身。明治 4 年埼玉県に出仕、権参事、参事を経て、明治 6 年権令、明治 8 年に第 2 代埼玉県令となる。名県令と謳われた。
9	佐久間儀助 <small>さくまぎすけ</small>	牧畜と肉食の普及を目的に明治 2 年に結成された、協救社の社員。李玲の雇用担当者。

##### < 内容の要約 >

私（佐久間儀助）は、豚肉の塩漬けなどの調理法伝習のため、先般お願いして横浜在留の支那人（清国人）李玲を雇いました。雇用期限は明日 3 日までですが、さらに 4～8 日までの 5 日間、雇用条件の約定書に変更はありませんので、雇用延長をお聞き届けいただきたく、前に発行された免状を添えてお願い申し上げます。